

第6章 生活する／犯罪に遭わないために

(1) この章の到達目標

- 1 在留資格を確認し、在留資格外の活動をしてはいけないこと、在留カードは常に携帯することを理解する。
- 2 マイナンバーはむやみに人に教えないことを理解する。
- 3 他人に自分名義の口座を売り渡すことは法律違反であることを理解する。
- 4 放置自転車を使用すること、粗大ごみや畑の野菜を勝手に持っていくことは罪になることを理解する。
- 5 いつ110番をするのか、どのように110番をするのかを理解する。

(2) 指導する上での心構え

- **日本と外国では法律や制度が異なります。**そのため、軽い気持ちで行ったことが、法に触れてしまったということもあります。
- **在留カード、パスポート、マイナンバーは、外国人にとって大切な身分証明書であり、全て自分でしっかり管理するよう理解させます。**
- 自分の在留資格でできる活動の範囲を理解していない外国人もいます。**雇用する側と外国人労働者の双方が、「在留資格」について今一度しっかり確認する機会を設けると良いでしょう。**
- また、外国人が巻き込まれやすい犯罪**(名義売買、口座売買)**について**法律違反であることを認識させます。**
- 事件や交通事故が起きた時の対処方法についても手順を伝えておくと安心です。

コラム 在留カード

在留カードは常時携帯することが必要で、入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。在留カードを携帯していなかった場合は20万円以下の罰金、提示に応じなかった場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。

第6章 生活する／犯罪に遭わないために

皆さんの国や地域では犯罪にならないことも日本では犯罪になってしまうことがあります。日本の法律やルールを理解して、安全に暮らしましょう。

6-1 在留カード

- 在留カードはいつも持っていないはいけません。 <在留カード>
- 自分の在留資格で認められた活動を理解しましょう。資格外の活動をしてはいけません。

<http://www.clair.or.jp/tagengorev/eja/b/index.html>
(一般財団法人 自治体国際化協会)

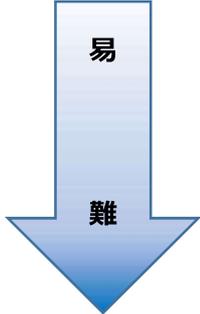
6-2 マイナンバー

- マイナンバーは、失くさないようにしてください。 <マイナンバー通知カード>
- 個人の情報がわかる番号なので、簡単に他人に教えるべきではありません。
- マイナンバー制度のご案内ページ「外国人の方へ」
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/foreigners/index.html> (内閣府)

6-3 日本で やってはいけないこと

- ① 他人に自分名義(名前)の銀行口座を売り渡すことは法律違反です。
- ② 健康保険証やクレジットカードの貸し借りをしてはいけません。お金の貸し借りもしないようにしましょう。

31



この章のおすすめワーク	
①	在留カードの実物を見て、自分の在留資格や在留期間を確認する。
②	教材 P.31 に記載されている在留資格に関する多言語ウェブサイトを見て、自分の在留資格の活動範囲を確認する。
③	教材 P.31-32 に書かれてある「日本でやってはいけないこと」について自国ではどうか発表させ、日本の法律との違いを話し合う。
④	事件や交通事故にあったときの 110 番通報の手順を一緒に練習する。

(3) 外国人がつまずきやすいポイント

つまずき事例

SNS で交流のある同国出身の先輩から「手軽にできるバイトがあるんだけどやらない？会社にはばれないし儲かるよ」というような誘いがあり、自分名義の銀行口座やネットバンキングに利用する ID やパスワードなどを教えてしまった。

解決のヒント！

SNS で仲間と交流を深め、情報交換をすることはいいことですが、こういった交流を通じて犯罪に巻き込まれることも多いようです。口座売買や名義売買は犯罪であり、罰金刑や懲役に処せられる上、本国へ強制送還され、日本で働けなくなる可能性があることをしっかり伝えます。

6-4 事件にあったとき ⇒ TEL110番

① ナイフやはさみなど、危険な物を持って歩いてはいけません。

② 駅や道に置いてある他の人の自転車に乗ってはいけません。

③ 他の人が捨てた粗大ゴミ(家具や電化製品等)を持っていてはいけません。

④ 他人の畑の野菜や庭の木になっている果物を持っていてはいけません。

① 事件があったときは、110番に電話をかけて、警察に連絡をします。

② 「いつ」、「どこで」、「何が起こったか」を正しく伝えます。

③ 「名前」と「連絡先」を伝えます。

- 自分で電話をかけることができないときは、近くにいる人に助けをもらいます。
- 途中で電話を切らないでください。警察にしっかり情報を伝えましょう。
- 外国語でも話せます。簡単な日本語でも問題ありません。

6-5 交通事故にあったとき ⇒ TEL119番、110番

① ケガをした人がいるときは、救急車(119番)に電話をします。

② ケガをした人がいても、いなくても、警察(110番)に電話をします。

③ 警察の人が来るまで、交通事故があったところから、離れてはいけません。近くの安全な場所で待ちましょう。

④ 警察の人が来たら、「何が起こったか」を話し、確認をしてもらいます。

⑤ 日本では事故を起こした人と事故に遭った人との間に保険会社が入ります。事故を起こした場合、多くのお金を払わなければならないかもしれません。自転車保険や自動車保険などに入っておきましょう。

⑥ 事故のときは、ケガをしていないと思っても、後でケガが分かることがあります。交通事故があったら、一度病院に行きましょう。

6-6 落としものをしたとき、ものを盗られたとき

① 近くにある警察や交番に行き、届け出をします。

② 「クレジットカード」や「キャッシュカード」を失くしたら、すぐにカード会社に連絡をして、カードを止めてください。

くわつてみよう! にほんご

●: 在留カードをなくしてしまいました。どうしたらいいですか。

●: 財布を落として困っています。どうしたらいいですか。

第6章「生活する／犯罪に遭わないために」ワークシート

くに
国：

なまえ
名前：

ひ がつ にち ようび
日にち： 月 日 () 曜日

1	ざいりゅう みる 在留カードを見て、あなたの ざいりゅうしかく ざいりゅうきげん 在留資格と在留期限（いつまで にほん か 日本にいられるか）を書いて ください。	ざいりゅうしかく あなたの在留資格	
		ざいりゅうきげん あなたの在留期限	
2	ざいりゅうしかく ちゅうい 在留資格で注意しなければなら ないことは何ですか。インター ねっと しら ネットで調べましょう。	 (いちざい) じちたいこくさいかきょうかい (一財) 自治体国際化協会HP	
3	にほん 日本でやってはいけないことは どれですか。 ○をつけてください。	じぶん ぎんこうこうざ ほか ひと う 自分の銀行口座を他の人に売ります。 ()	
		じぶん けんこうほけんしょう とも か 自分の健康保険証を友だちに貸します。 ()	
		だれ す じてんしゃ の 誰かが捨てた自転車に乗ります。 ()	
		ほか ひと はたけ やさい も かえ 他の人の畑の野菜を持って帰ります。 ()	
		ごみ す ば れいぞうこ ゴミ捨て場にある冷蔵庫をもらいます。 ()	
	かいしゃ びひん いえ も かえ 会社の備品を家に持って帰ります。 ()		
4	じけん じこ 事件や事故にあったとき、 ひゃくとうばん でんわ けいさつ 110番に電話をかけて警察に つた じょうほう か 伝える情報を書いてください。	なまえ あなたの名前	
		でんわばんごう あなたの電話番号	
		じゅうしょ あなたの住所	